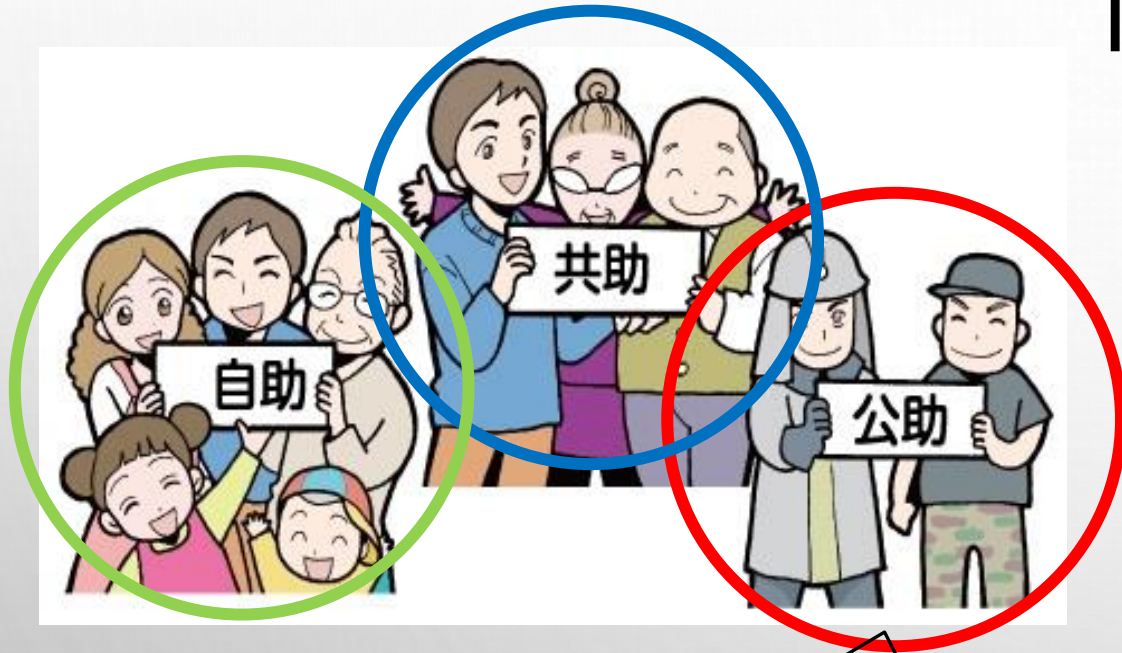


西成区の備蓄物資について



自助・共助・公助



公助
(国、府、市、区が備蓄)

「大阪市防災・減災条例」 平成26年12月1日

第23条

- 1 **市長等**は、災害の発生に備え、飲料水の供給のために必要な措置を講ずるよう努めるとともに、食糧、毛布その他の生活関連物資の確保に努めなければならない
- 2 **市民**及び**事業者**は、災害の発生に備え、食品、飲料水その他の生活必需物資を備蓄するよう努めなければならない

大阪市の備蓄物資

主な備蓄物資

品名	備蓄量	品名	備蓄量	品名	備蓄量
● 飲料水・非常食		● 生活用品		● その他	
飲料水	1日分	毛布	1人当たり1枚	ブルーシート※	200枚
食糧（アルファ化米等）	3日分	鍋セット（カセットコンロ）※	1セット	階段荷物運び用キャリアカート※	1基
粉ミルク・液体ミルク	3日分	大人用紙おむつ	3日分	プライベートルーム※	1張
哺乳瓶	1日分	小児用紙おむつ	3日分	ハンドメガホン※	2台
		簡易トイレ	100人に1台	コードリール（延長コード）※	1台
		生理用品	3日分	ポータブルラジオ等※	14台
		トイレットペーパー	3日分		
		マスク	3日分		
		LED電灯（懐中電灯）※	10個		
		投光器※	2台		
		ランタン※	9個		
		カセットボンベ式発電機※	2台		

※ 1 避難所あたりの数量

(参考) プライベートルーム



備蓄物資の流れ

